

第1回宮津市総合教育会議会議録

- 1 日 時 平成27年7月22日（水）午後2時30分～
2 場 所 宮津市役所 第5会議室
3 出席委員 宮津市長 井上正嗣
宮津市教育委員会教育委員長 生駒正子
宮津市教育委員会教育委員長職務代理者 速石直美
宮津市教育委員会教育委員 田崎公子
宮津市教育委員会教育委員 中村勝利
宮津市教育委員会教育長 藤本長壽
4 事務局 尾崎総括室長 田中副室長 永濱副室長 河合学校教育係長
河原施設係長
5 開 会
6 市長挨拶
7 出席者紹介
8 協議事項
9 意見交換
10 そ の 他
11 教育委員長挨拶
12 閉 会

(開会 午後2時30分)

尾崎総括室長

定刻になりましたので、ただいまから、第1回宮津市総合教育会議を開会します。

開会に当たり、宮津市長 井上正嗣から挨拶を申し上げます。

井上市長

皆さんこんにちは。

本日は、お忙しいところ、第1回宮津市総合教育会議を開催いたしましたところ、御多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、教育委員会の皆様には日頃から宮津市の教育行政の推進に、格別なご理解とご協力を頂いておりますことを改めてお礼申し上げます。

さて、教育委員の皆様もご承知のことと思いますが、平成27年度から教育委員会制度は、大きく3つの改正がございました。

1つは、本日開催しております総合教育会議を市長が設置し、開催することとなつたことです。

2つは、総合教育会議で協議・調整を行い、教育に関する大綱を市長が策定することになったこと。

3つ目に、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長を置くこととされたものです。ただし、現教育長は任期満了まで従来の制度の教育長として在職することとなつております。

こうした制度改革により、教育長の権限強化と、市長がこれまで以上に教育に対して関与を深めていくということではあります。教育委員会制度の本来の趣旨ではあります、教育に政治的中立性を保つという事につきましては、尊重していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、市長部局と教育委員会が連携を深め、宮津市の教育をより効果的に進めていくという事を、今回の制度改革を活かして進めていきたいと思っているところです。

本日は、会議の運営や、大綱の策定に向けての意見交換など、十分ご議論いただき、実りある第1回教育総合会議にして頂きます事をお願い申しあげ、簡単ですがご挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

尾崎総括室長

続きまして、次第3出席者の紹介ですが、配布しております資料 第1回宮津市総合教育会議出席者名簿のとおりですので、紹介は省略させていただきます。

尾崎総括室長

続きまして、次第4協議事項に入らせていただきます。

総合教育会議の趣旨(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)についてです。資料1に沿ってご説明いたします。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとされております。

第1項第1号は、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策。

第1項第2号は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

第2項は、総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会をもって構成することとなつております。

第3項は、総合教育会議は地方公共団体の長が招集することとなつております。

第6項は、総合教育会議は、公開することとなっておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は、会議の公正が害されるおそれがあると認められるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではないとされております。

第7項では、地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならぬとされています。

第8項は、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととなっております。

第1条の3は、大綱の策定に関してあります。

第1項は、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

第2項は、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされています。

第3項は、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされています。

以上、総合教育会議の趣旨説明とさせていただきます。

続きまして、宮津市総合教育会議設置要綱（資料2）について説明させていただきます。

第1条の設置についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と宮津市教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、設置するものです。

第2条 所掌事務についてです。会議は、次に掲げる次項に関する協議及び事務の調整等を行います。

第1号は、宮津市の教育、学術及び文化の振興に資する総合的な施策の大綱の策定。

第2号は、宮津市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

第3号は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

第3条 組織についてです。会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

第4条 会議についてです。会議は市長が招集することとし、第2項は、教育委員会はその権限に属する事務に関

して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。第3項は、会議の議長は市長をもって充てております。

第5条 意見の聴取についてです。会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者から、当該協議等に関する意見を聞くことができる。

第6条 会議の公開についてです。会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができます。

第7条 議事録の作成及び公表についてです。市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、前条ただし書きの非公開となった会議の議事録を除き、これを公表するものとする。

第8条 調整結果の尊重についてです。会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第9条 傍聴についてです。会議の傍聴については、宮津市教育委員会傍聴人規則（資料3）の規定を準用することとし、本則中「教育委員会」をあるのは「総合教育会議」と、「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第10条 事務局についてです。会議の事務局は、教育委員会事務局総括室とする。

第11条 補足についてですが、この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則として、この要綱は、平成27年7月22日から施行することとしております。

ただいま、ご説明いたしました宮津市総合教育会議設置要綱（案）につきまして、何か御質問等ありませんか。

特にございませんので、宮津市総合教育会議設置要綱（案）につきましては、承認していただくことによろしいですか。

出席者全員

（異議なし）

尾崎総括室長

異議なしということですので、宮津市総合教育会議設置要綱は承認ということでお願いいたします。

次に意見交換に入らせていただきますが、宮津市総合教育会議設置要綱第4条第3項の規定に基づき、会議の議長は市長をもって充てるとしておりませんので、会議の進行は市長で

お願いしたいと思います。市長、よろしくお願いします。

井上市長

次第の5 宮津市教育大綱（仮称）の策定に向けての意見交換に入らせていただきます。

資料4 宮津市教育大綱（仮称）の策定に向けてについて事務局から説明をお願いします。

尾崎総括室長

失礼します。それでは、資料4の宮津市教育大綱（仮称）の策定に向けての説明をさせていただきます。

○名称についてです。

宮津市教育大綱（仮称）としております。

○策定日についてです。

平成27年10月を予定としております。

○法的根拠についてです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3の規定を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項を定めるものです。

○位置付けについてです。

国の「教育振興基本計画」及び「京都府教育振興プラン」の趣旨を踏まえ、平成23年に策定された「みやづビジョン2011」の定住促進戦略「子育て・教育環境の充実」及び基本施策「教育の充実と人材育成」を目指し、本市の教育活動を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

○計画期間についてです。

平成27年度から平成31年度までの5年間です。

○大綱の骨子等についてです。

I 策定の趣旨

II 大綱の計画期間

III めざす人間像

IV 施策

施策として、学校教育の充実、社会教育の充実、スポーツの振興、青少年の健全育成、歴史・文化の保存・継承と活用の5項目を大項目としております。

学校教育の充実には、幼稚園教育の充実、特別支援教育の充実、学力向上の推進、教職員の資質・能力の向上、心身ともに健やかな子どもの育成、安全・安心・適切な教育環境の充実、魅力ある学校・園づくりの推進、預かり支援体制の充実を掲げております。

社会教育の充実には、学習活動の充実、図書館機能の充実と読書活動の推進、人権教育の推進、学習環境の整備・充実、地域社会の教育力の向上を掲げております。

スポーツの振興には、生涯スポーツの推進、子どもスポーツの充実、競技スポーツの充実、スポーツ施設の整備・充実。

青少年の健全育成には、家庭の教育力の向上、学校・家庭・地域の連携、地域社会の教育力の向上（再掲）、子ども読書活動の推進（再掲）、子どもスポーツの充実（再掲）。

歴史・文化の保存・継承と活用では、文化・芸術活動の促進、文化財の保護と活用を掲げております。

なお、大綱策定に向けて、別冊資料として添付しています。平成27年度の学校教育、社会教育の重点について担当から説明しますのでよろしくお願いします

田中副室長

失礼します。私から平成27年度学校教育の重点について説明させていただきます。

はじめに、「学校教育の重点」策定にあたってです。

「学習指導要領の趣旨」及び「宮津市の教育の基本理念」をもとに、子どもたちの「生きる力」をはぐくむためのいわゆる「知・徳・体の調和のある教育」を進めると同時に、登下校や学校生活上の安全指導、学校における「不登校」やいじめ防止等に係る取組、体罰防止等の危機管理体制の強化は引き続き学校教育の重点化した課題として取組の継続が求められる。また、各学校において、この「重点」を踏まえ、「生きる力」の基盤として「知」としての「基礎的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上」のバランスのよい定着、「徳」としての「豊かな体験活動を通して感性や社会性の育成」「実生活の中でのルールやきまり」を遵守する教育、また、「学校生活を通して自己肯定感や自尊感情の育成」を図る人権教育の充実、「体」としての「進んで運動能力を向上させようとするための発達段階に応じた目標立てと意欲」を強調した。「知・徳・体」の育成はそれぞれ別個に牽制しあつてあるものではなく、相互に補いあうことによって「宮津市の教育の基本理念」にある「めざす人間像」を実現する大きな要素とするものである。

1 「宮津市の教育の基本理念」についてです。

宮津市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承するまちです。先人が創造・蓄積してきた伝統や文化、産業や技術などは、人々の生活の中から生み出されてきた、生きていくための「力」であり、宮津が誇る「知恵」であります。

この「知恵」を理解し活用するとともに、たゆまぬ努力によって「新たな知恵」を探り入れて、より豊かなものとして未来に伝承していくかなければなりません。

「川瀬の水も岩間の苔露の一滴から」のごとく、新たな知恵が大きな流れとなりやがて「大きな力」となって、地域や

まちを動かし、新たな価値を創り出す力となります。この原動力になるのが「人を大切にする教育」であり、「心を豊かにする学習」であります。

学校教育では、歌にも詠まれている雄大な大江山連峰や白砂青松の景勝地天橋立と、のどかな中にも、厳しさのある気候風土の中で培われた、大らかで粘り強い宮津人ならではの気質を基盤とした、よりたくましく、優しい子どもの育成を基本とします。また、「人権の尊重」と「個性と調和」を一体の理念とし、学校教育活動を通じて「魅力ある学校づくり」を進めます。

そして分け隔てのない「万有愛護」の精神にのっとった指導者の情熱と意欲に大きな期待を寄せるものであります。

2 「目指す人間像」についてです。

【歴史と伝統にはぐくまれた宮津の知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人】

【積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人】

【ふるさと宮津を愛し、誇りに思うとともに、力を合わせて明日の豊かな宮津を創る人】

3 「学校教育のテーマ」についてです。

「宮津の明日を創る子どもの育成」のため、5つの行動目標を定め（「生きる力」の育成、正しい判断力と実践的態度の育成、しなやかな感性の育成、チャレンジ精神の高揚、将来に貢献する人材の育成）、「創る力」の育成に努めることとしております。

4 「いじめ問題への対応」についてです。

宮津市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題への対応を図ることとしております。

5 「重点目標」についてです。

目標 1 「質の高い学力をはぐくむ」

- ①学力の充実・向上
- ②活用する力の育成
- ③自ら学ぶ力の育成

目標 2 「豊かな人間性を育む」

- ①豊かな心の育成
- ②規範意識の醸成
- ③地域社会に貢献する人材の育成

目標 3 「たくましいからだの育成」

- ①運動能力の向上
- ②健やかな身体の育成
- ③望ましい食習慣の推進

目標 4 「個性や能力の育成」

- ①魅力ある学校づくり
- ②人権教育の推進
- ③特別支援教育の充実
- ④幼児教育の充実

- ⑤キャリア教育の推進
 - ⑥読書活動の水深
- 目標 5 「社会の変化への対応と貢献」
- ①国際理解教育の推進
 - ②情報教育の推進
 - ③環境教育の推進
 - ④人材の育成
- 目標 6 「教育力の向上」
- ①指導体制の充実
 - ②生徒指導の充実
 - ③子どもに向き合う環境
 - ④教員の資質・能力の向上
 - ⑤校種間連携の充実
 - ⑥信頼される学校づくり
- 目標 7 「安全・安心な教育環境」
- ①安心して学べる教育環境づくり
 - ②防災教育の充実
 - ③就・修学支援の充実
- 目標 8 「家庭教育支援」
- ①親のための学習活動支援の充実
 - ②家庭教育に関するサポート体制の充実
 - ③幼稚園及び小学生の預かり支援体制の充実
- 目標 9 「地域社会の教育力を活用した子どもの健全育成」
- ①地域による学校支援活動の充実
 - ②地域社会の力を活かした活動の充実
 - ③教育情報の積極的な発信
- 目標 10 「生涯学習社会の実現」
- ①地域社会の力を活かした学習環境の充実
 - ②スポーツ環境の充実
 - ③公民館等社会教育施設の活用
- 以上が、学校教育の重点についての説明とさせていただきます。

永濱副室長

続きまして、社会教育の重点について説明させていただきます。

はじめに、「社会教育の重点」策定にあたってです。

宮津市教育委員会では、京都府教育委員会が平成23年1月に策定した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の智恵～」に依拠しながら、みやづビジョン2011が目指す「市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくりを進めるとともに、市民の文化・スポーツ活動を振興し、地域の歴史文化資源を生かした魅力あるまちづくり、次代の地域社会や経済活動を担う人材の育成を図る。」を具現化するために、取り組むべき重点目標や施策を「社会教育の重点」として示しています。

ここでは、「地域力を高める生涯学習の推進～地域社会に活力と魅力を～」を社会教育の視点に、いじめや虐待等の現代的課題への対応を含め、各施策の指針と内容を示しています。

各施策の実施については、学校教育と社会教育の連携の視点を大切にしながら、教育委員会と地域、社会教育関係団体との連携・協力のもとに、生涯学習社会の実現に向け、取組を推進します。

3 社会教育の視点についてです。

全体の視点として、“地域力を高める生涯学習の推進”を目指すため、4つの視点「個人の力、人間力を高める」、「つながりの環をひろげる」、「つながる力を高める」、「組織や団体の力を高める」を重視しながら、取組を進めることとしております。

4 基本施策についてです。

(1) 生涯学習の振興

- 現代的課題などに関する学習活動の推進
- 社会教育関係団体などとの連携・協力
- 生涯学習関連施設・設備の総合的な活用
- 図書館の整備・充実

(2) 家庭の教育力の向上

(3) 地域社会の教育力の向上

(4) 人権教育の推進

- 一人一人の尊厳を大切にする人権教育

(5) 文化の振興・活用

- 文化活動の促進
- 文化財の保護と活用

(6) 生涯スポーツの推進

以上が、社会教育の重点についての説明とさせていただきます。

尾崎総括室長

続きまして、市政報告書における教育委員会の事業等の説明をさせていただきます。

○教育委員会の審議状況についてです。

平成25年度は計15回の審議を実施いたしました。

○学校教育施設整備についてです。

平成25年度と平成26年度の2ヶ年で吉津小学校校舎耐震補強等工事を完了し、残りの市内学校施設における耐震工事は宮津小学校のみとなりました。

○社会教育施設整備についてです。

由良地区社会教育活用施設屋内運動場等改修工事、日ヶ谷地区公民館合併浄化槽設置工事を実施しております。

○社会体育施設整備についてです。

宮津市民体育館において、バスケットボールゴール購入と太陽光発電設備設置工事実施工事設計をさせていただきました。

■学校教育についてです。

幼稚園・小中学校の園児児童生徒数ですが、幼稚園は 67 人、小学校は 858 人、中学校は 402 人と年々減少傾向となっております。

○就学援助費です。

準要保護の認定率は、小学校は 27.5%、中学校は 30.0%、小中合わせて 28%となっております。

○基礎学力充実事業です。

基礎学力の定着を図る学習指導の資料とするため、全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト及び市の独自措置として標準学力検査を実施しております。

○教育実践研究事業です。

(1) 京の未来創造校として、宮津中学校が平成 24 年度・25 年度として京都府の研究指定校として取り組みました。

(2) 土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業
日置小学校と栗田中学校が京都府の研究指定校として取り組みました。

(3) 環境教室実施事業についてです。

宮津市立小学校の第 4 学年を対象に、環境教室に取り組みました。

○教育支援センター事業です。

教育相談室「こころのまど」は、32 件の相談、適応指導教室「こころのひろば」は 6 人の児童生徒が 495 回通室し、学校復帰に向えるよう指導活動を行いました。

○指導主事設置事業です。

指導主事 2 名を配置し、幼稚園、小中学校の教育課程等の指導助言を行ったほか、いじめ問題に対する定期的なアンケートを実施しました。

○学校再編です。

日置中学校を休校とし、平成 26 年度から与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校に統合することとしました。

■社会教育についてです。

○障害者教育推進事業です。

宮津障害者青年学級として各種教室等を実施したほか、障がい者成人講座を開設しました。

○人権教育推進事業です。

「宮津市人権教育・啓発推進計画」の趣旨を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人権の理念や様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための取組を計画的に推進しました。

○文化振興推進事業です。

市民文化祭を中心に市民の自主的な文化活動への支援、文化・芸術に触れる機会の提供に努めました。

■公民館についてです。

○地区公民館事業です。

各地区の状況にあわせて、各種 99 の事業を開催し、延べ 10,060 人の参画を得ました。

○中央公民館事業です。

年間 357 日開館し、39,098 人の利用状況です。

■図書館についてです。

○利用状況です。

個人貸出は 100,433 冊、団体貸出は 15,994 冊となっております。移動図書館車は、学校等 18 校 23 回訪問しております。

■文化財保護についてです。

○埋蔵文化財調査事業です。

成相寺旧境内調査事業を実施したほか、宮津城跡緊急発掘調査事業を実施しております。

○文化財保護事業です。

平成 26 年 3 月 31 日現在で 64 件の宮津市指定文化財となっており、平成 25 年度は 1 件の指定しました。

○文化的景観保護推進事業

宮津天橋立の文化的景観が重要文化的景観選定申出をし、平成 26 年 3 月 28 日に官報告示されました。

○丹後建国 1300 年記念事業です。

丹後・府中語り部講座、各種シンポジウム等を開催しました。

○重要文化財旧三上家住宅

年間 358 日開館し、来館者は 5,108 人、1,581,725 円の観覧料収入がありました。

○宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」です。

往年のプロ野球選手を迎える、野球教室や指導者クリニック、講演会等を実施しました。

○スポーツ大会誘致事業

b j リーグ京都ハンナリーズホームゲーム及び関西学生対抗駅伝競走大会を誘致し、スポーツの振興を図りました。

市政報告書は以上のとおりです。

なお、別冊資料として、平成 27 年度幼稚園・小中学校児童生徒園児数を添付していますので御参考下さい。

また、平成 26 年広報みやづ 11 月号において、全国学力・学習状況調査を添付しています。

調査結果は、小学生は、国語 A・算数 A、国語 B・算数 B とも全国平均を下回っております。中学生は、国語 A は全国平均正答率をわずかに下回りましたが、国語 B、数学 A・B とも全国正答率を上回り、身につけるべき学力の定着が見られました。

小学生における漢字の「読み・書き」は、高い正答率の児童が多数見られましたが、読み取る問題で正答率に差が生じました。今後も「ことばの力」を高める取組の工夫を進めることが大切と考えております。

中学生における国語Aは、全国平均正答率をわずかに下回りましたが、読み取った内容をまとめ、条件に沿って自分の表現で書くという総合的な国語力が求められる国語Bや、数学A・Bでも、全国水準を上回りました。今後は、伝える力、数学的な見方や考え方を記述する力をさらに育てる授業の工夫や活動が大切と考えております。

また、生活習慣については、“自分には、よいところがあると思いますか？”との質問では、「自分には、よいところがある」「どちらかといえば、よいところがある」と答えた児童生徒は、そうでない児童生徒に比べ平均正答率が高い傾向にありました。

また、“家で学校の宿題をしていますか？”との質問では、家で、学校の宿題を「している」と答えた児童生徒ほど平均正答率が高くなっています。

さらに、“学校のきまり（規則）を守っていますか？”との質問では、学校のきまり（規則）を「守っている」と答えた児童生徒の平均正答率が最も高くなっていました。

以上、平成26年の全国学力・学習状況調査結果の報告とさせていただきます。

ここで、開始から約1時間が経過しましたので、約10分間休憩とさせていただきます。

(休憩)

井上市長

休憩前に引き続き、宮津市総合教育会議を再開したいと思います。

先ほど説明のありました資料4宮津市教育大綱（仮称）の策定に向けての中で、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間でよいか。

生駒委員長

他市の教育大綱においても、大半は4年から5年となっております。

井上市長

国の教育振興基本計画の計画期間はどうか。

尾崎総括室長

計画期間は5年となっております。

井上市長

宮津市教育大綱は、首長が変わる毎に策定し直すことになるのか。

尾崎総括室長

原則、首長が変わっても計画期間中は策定し直さないと考えております。

教育長

市の総合計画「みやづビジョン2011」の計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間となっており、この

計画期間に合わせる考え方もあります。その場合、教育大綱の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間ということになります。

井上市長

宮津市において、今後5年間は非常に重要な時期になるとを考えている。2020年はオリンピックの年でもあり、国際的な人間の育成も重要となり、宮津市の再生を賭けた後半期にも入る。宮津市まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間も平成27年度から平成31年度までとなっている。さらに、本市の高齢化率も40%と限界になってきており、今後5年間はまさに正念場であるとともに、次代を担う子どもたちを育てていく重要な時期でもあるため、宮津にとって重要な5年となる。

これらを踏まえ、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間でよいと考えます。その中で、学校給食の完全実施、小中学校の耐震化率も100%となる予定であり、今後の再編もしっかりと進めていく。これらを踏まえ、計画期間は5年間でよいと考えます。

生駒委員長

宮津市の子どもの将来人口を見ると、2020年には9.8%と10%を切ってしまう見込みであります。このことを踏まえ、子どもたちの宮津の明日を創る重要な時期であります。

井上市長

宮津市まち・ひと・しごと総合戦略会議では、待ったなしで人口増の仕掛けづくりを検討しているところである。

教育長

市長の言われたことは大変重要なことで、これから先、子どもたちをどのように増やしていくのか考える必要がある。この宮津市総合教育会議の事務局では、限界があり、オブザーバー的な存在として自立循環型経済社会推進室、健康福祉室なり事務局メンバーとして参画してもらってもよいと考えます。市長がこの総合教育会議を牽引していくので、市長部局のメンバーも人選に加えることも必要と考えます。

井上市長

そうした人選は可能なのか。

尾崎総括室長

法的には、このメンバーになりますが、事務局として参画するという意味では可能と考えております。

井上市長

“子どもの教育をどうするのか”という視点であれば、他の部署を加えていくことは視点が違ってくる可能性もある。

今後、大綱を策定するには、10月までのためしっかりとスケジュール（工程表）を作って、実施していかなければならぬ。

教育長

中身によっては、柔軟な運用ができても良いと思います

が。

井上市長

考え方を整理しておいたほうがよい。大綱策定まで何をしなければならないのかなど。

尾崎総括室長

大綱策定まではあと2回程度、総合教育会議を開催しなければならないと考えております。また、策定までの間は、研究協議会として実施することや、学識経験者の参画、さらには、府内の関係部署の担当者の参画もよいのではと考えております。

井上市長

それでは、大綱の計画期間は5年間でよろしいですか。

出席者全員

(異議なし)

井上市長

異議なしということですので、大綱の計画期間は5年間とします。

続いて、大綱の骨子等についてですが、I策定の趣旨はよしとして、Ⅲめざす人間像については、今後、変更していくことは困難と思われる所以、学校教育・社会教育の重点におけるめざす人間像を踏襲するほうがよいかと考えている。

生駒委員長

学校教育の重点、社会教育の重点は教育委員会の議案でも議決しているため、よいと考えます。基本的な考え方として、市民憲章が上位にあり、大綱が付随してくるということになると考えます。めざす人間像は特に反対するものではないですが、学校教育からすると子どもの視点なので、めざす人間像を当てはめると難しくなるのではないかと考えますが。

井上市長

めざす人間像は、3つあります。

- ①歴史と伝統にはぐくまれた宮津の知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人
- ②積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ③ふるさと宮津を愛し、誇りに思うとともに、力を合わせて明日の豊かな宮津を創る人

これらを前面に出していくべきだと思いますが。しかし、理念はどうするのか、目指す人間像とセットにしていくのか。

教育長

学校教育の重点、社会教育の重点において、はじめに宮津市の教育の基本理念を大きく捉え、その中で絞ってめざす人間像を捉えています。

井上市長

大綱の中には、理念も必要と考える。はじめに市民憲章、

続いてめざす人間像を打ち出していくという組立てで打ち出せばどうか。

永濱副室長

現行の考え方として、理念とめざす人間像はセットとして捉えております。

井上市長

理念とめざす人間像を併記していけばよいのではないか。

1 理念 2 市民憲章 3 めざす人間像 として、大綱に打ち出すこととし、人間像については今後考えていくということでおろしいか。

(異議なし)

井上市長

施策の柱は、国の基本計画などを参考としているのか。幅広く捉えているように思われる。

永濱副室長

各市町によってそれぞれ違います。社会教育の充実から歴史・文化の保存・継承と活用の部分は、社会教育の重点の施策の中から列挙しております。

井上市長

事務局の案か。

永濱副室長

その通りです。

井上市長

施策として5項目を柱にするのであれば、その部分をもつと詳細に説明しないと議論も前進しないのではないか。

永濱副室長

社会教育を説明させていただきますと、柱は4本になります。一つは社会教育の充実、二つにスポーツの振興、三つに青少年の健全育成、四つに歴史・文化の保存・継承と活用となります。社会教育の充実では、ソフト面・ハード面を挙げており、スポーツの振興は、現行のスポーツ振興計画に基づく施策として、生涯スポーツ、子どもスポーツ、競技スポーツ、施設整備を挙げております。また、青少年の健全育成では、家庭の教育力の向上、学校・家庭・地域連携、歴史・文化の保存・継承と活用は、文化芸術活動と文化財の保護活用しております。

田中副室長

学校教育では、「個性や能力の育成」を目標とする幼稚園・特別支援教育の充実と魅力ある学校づくり、「質の高い学力をはぐくむ」を目標とする学力向上の推進、「教育力向上」を目標とする教職員の資質・能力の向上、「たくましいからだの育成」を目標とする心身ともに健やかな子どもの育成、「安全・安心・適切な教育環境」を目標とする安全・安心・適切な教育環境の充実、「家庭教育支援」を目標とする預かり支援体制の充実として、計8施策を挙げております。

- 井上市長 重要なことは、大項目の柱の部分である。5本柱で打ち出していくのであれば、そこを押さえておかないとまとまらないのではないか。
- 教育長 私はこれでよいと思います。大綱では総合的な位置付けとして柱（フレーム）を挙げています。皆さんのご意見をいただきながら考えさせていただきます。ただし、施策部分は詳細に挙げていくもいかがと考えております。
- 井上市長 少なくとも5本柱でいくのか、少し減らして2本柱程度でいくのかご意見をいただきたい。
- 生駒委員長 私は、3本柱でよいと考えています。
宮津の明日を創る子どもの育成として、
①学校教育の充実（教育環境の充実）
②生涯にわたる学びの充実（図書館、人権教育、スポーツ、青少年）
③歴史・文化が息づくまち（1300年の歴史を打ち出す）
詳細なことは記載せず、施策の特色を打ち出しながら大綱としてまとめたほうがよいと考えます。
- 速石委員長職務代理者 委員長が言られた内容もシンプルでわかりやすいと思います。
- 田崎委員 先ほどから話を伺っていると、施策部分は3本でもよいと思います。
- 井上市長 中村委員はどうですか。
- 中村委員 学校教育、社会教育、宮津らしさの3本柱でよいと思います。大綱は誰に対しての大綱かというと市民のための大綱であり、わかりやすいものにすべきと考えます。
- 速石委員長職務代理者 宮津は天橋立があり、歴史もあります。そこを強調してもよい。
- 中村委員 宮津を離れた方の想いもすごいものがあります。
- 井上市長 田崎委員も3本柱の方向でよろしいですか。
- 田崎委員 結構です。
- 生駒委員長 市内にも3つの高等学校がありますが、それぞれに特色が

あります。昔は天橋義塾もあり、すごい環境の中で子どもたちは過ごしているということを強調すべきだと思います。

○教育のまち“みやづ”をブランド化する

○市民の力（社会総がかり）を教育の中に取り込む

など、大綱に盛り込んでいいかと考えています。

また、就学援助の認定率も30%の中、貧困も課題であることから支援していけるような取組、さらには多様な人材が学び続けられるような大綱にしてほしいと考えます。

井上市長

今後は未来を担う子どもの育成に投資すべきと考えます。教育のまち“みやづ”くらいの気持ちで取り組んでほしい。宮津市子ども・子育て支援事業計画にある“子育てにやさしいまち みやづ”を追い越して、“教育のまち みやづ”を打ち出すなどの検討もすべき。

それでは、施策の大項目の柱は3本でよろしいか。

出席者全員

(異議なし)

井上市長

教育委員会も前面に力がみなぎるくらいのムードを作つていってほしい。

教育長

宮津には、特色もあり宮津ならではの施策も視野に入れて考えていきたい。

井上市長

打ち出し方を考えていただき、よりよい大綱を策定できればと考えております。

以上で、意見交換を終了します。

尾崎総括室長

以降は、大綱策定までに研究協議会も開催していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

閉会にあたり、生駒委員長からあいさつをお願いします。

生駒委員長

長時間ありがとうございました。今回の宮津市総合教育会議で市長と教育委員がお互い大きな夢を語り合えたことを嬉しく思います。今後も宮津の教育のために共に歩んでいかなければと考えております。

本日は、ありがとうございました。

尾崎総括室長

以上をもちまして、第1回宮津市総合教育会議を閉会いたします。

(閉会)